

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部障害福祉課

1 補助金の名称等

29年度調査

補助金の名称	中小企業障害者職業体験受入れ助成金								
根拠規定等	文京区中小企業障害者職業体験受入れ助成事業実施要綱								
創設年月	平成	24	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	4年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成		年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	1 心身障害者福祉事業費	22 中小企業障害者雇用助成	1 中小企業障害者雇用助成	障福03-01			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	区内中小企業(従業員数300人以下)の事業主に対し、障害者雇用体験及び障害者雇用体験に係る障害者の雇用に要する費用の一部を助成することによって、障害者雇用の拡大を図るとともに、障害者理解の促進を図る。		
補助事業等の内容	(1)職業体験受入れ奨励金…区内中小企業(従業員数300人以下)の事業主に対し、障害者1人につき、1日当たり2時間以上4時間未満の障害者職業体験受入れを実施した場合、奨励金(2,000円/日)を、4時間以上の場合、奨励金(4,000円/日)を支給する。		
補助対象経費の内容	(2)雇用促進奨励金…障害者雇用体験に係る障害者を3月を越えて継続して雇用し、1日当たり4時間以上かつ週3日以上であって雇用期間が3月以上の場合、奨励金(100,000円)を支給する。		
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]		
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input checked="" type="checkbox"/> 定額 { 補助額 2,000円・4,000円・100,000円 } <input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他 [その他の場合は具体的に記入] [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] 職業体験受入れ奨励金は、都で実施する「精神障害者社会適応訓練事業」の協力事業所に対する委託料(3,564円/日)と同程度の額とし、雇用促進奨励金は、1か月の賃金相当の額とする。		
公募の状況	区ホームページ、チラシにより広く補助金の申請を受け付ける。		
実績報告書時における 使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 { 3月の雇用状況が確認できる書類(出勤簿、賃金台帳等)の写し }		
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独                    負担割合 区 1/2                    国 -                    都 1/2                    補助対象者 -		
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由	

### 3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	障害者雇用促進法の改正に伴う法定雇用率の引き上げ、対象事業所の拡大等、企業における障害者雇用は社会的に求められており、本助成制度により雇用促進及び普及・啓発へ資している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	実施計画及び障害者計画において、一般就労の促進を計画しており、本助成制度により支援及び普及・啓発へ資している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	本助成制度は、障害者雇用及び障害者理解の促進を目的としているもので、区(行政)が政策的に実施すべきものである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	本助成制度により、障害者の雇用体験及び企業の障害者受入れのインセンティブとなっており、また、障害者雇用への普及・啓発へも資しているため、その効果の減退へ繋がる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区ホームページ、チラシ・ポスター等によって周知することで、広く補助金の申請を受け付けている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	事業所からの事前相談、障害者のマッチングを経て、申請・決定となり、雇用状況は、雇用契約書の写し及び3月の雇用状況が確認できる書類(出勤簿、賃金台帳等)の写しの提出を求め、適切に決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	区内中小企業が主体的に障害者の雇用に取り組むためには、補助金の交付が効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	本助成制度により、障害者の雇用体験及び企業の障害者受入れのインセンティブとなっており、また、障害者雇用への普及・啓発へも資している。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	障害者雇用を行ったことがない事業所の障害者雇用の契機になるとともに、未就労の障害者の一般就労(雇用契約)へと繋がっている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	中小企業等の障害者の雇用が促進され、障害者の雇用機会の創出に繋がる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	本助成制度は、障害者雇用促進法の趣旨に資するもので、法令の趣旨に適合している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	障害者雇用の実績のない企業等を支援する助成金で、障害者雇用をしたい企業と補助目的は合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	企業等から雇用契約書の写し及び3月の雇用状況が確認できる書類(出勤簿・賃金台帳等)の写しの提出を求め、適切に処理している。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(予算)
交付(見込み)件数	2	0	0	131
決算(予算)額	90	0	0	620
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	45	45	82	310
その他	0	0	0	0
一般財源	45	△ 45	△ 82	310
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	<p>企業及び区内障害者施設に対する周知が不足していることや3日以上雇用体験から助成対象としていることから、実績件数が低くなっている。 27・28年度の都支出金は、次年度で清算により一部返還する。</p>			

### 5 課題及び今後の方向性

29年度より、対象を中小企業へ限定し、本補助金の趣旨を明確にするとともに、1日からの雇用体験を助成対象とすることで、雇用体験に対する敷居を低くし、利用件数の増を見込む。

【対象事業所】中小企業(従業員数300人以下)に限定

【職業体験受入れ奨励金】「3日又は4日の場合:1.5万円、5日以上の場合:3万円」から「1日2時間以上4時間未満の場合:2千円、1日4時間以上の場合:4千円」へ変更

【雇用促進奨励金】6万円から10万円へ変更